

サポートされている全言語のマニュアルは、www.lifesize.com のカスタマ サポートからダウンロードできます。

エンドユーザーライセンス同意書 LIFESIZE DESKTOP ソフトウェア

重要—よくお読みください。

本ソフトウェアを使用またはインストールする前にご利用規約をよくお読みください。

本エンドユーザーライセンス同意書(以下同意書)は、お客様やお客様の代理人、いかなる事業者(お客様が上記の製品をその事業者のために取得した場合)と LifeSize Communications, Inc. の間で取り交わされる上記の製品に関する法的な契約です。上記の製品には、オンラインまたは電子的に提供されるコンピュータソフトウェア、該当する関連データ、媒体、印刷物(以下ソフトウェア)が含まれます。LifeSize Communications, Inc.(以下 LifeSize)、LifeSize の関連会社、ライセンサー、管財人は、ソフトウェアおよびソフトウェアのすべてのコピー(ソフトウェアに含まれるすべての画像、ビデオ、音声テキストなどを含むがそれに限定されない)、付随する媒体、印刷物に適用される著作権を含むすべての財産権およびタイトルを所有します。またそれらはすべて、米国の著作権法および国際条約の条項によって保護されています。ソフトウェアやそのいかなる部分も複製することは、法律や条項によって厳しく禁じられています。

密封されたソフトウェアの CD ケースを開封、またはソフトウェアを使用することやインストールすること、ユーザー情報を入力すること、以下の「同意します」ボタンをクリックすることによって、お客様は本ライセンス同意書に同意し、その条項に従うことに同意したことになります。それには、以下に述べる保証の免責、責任の制限、契約の解除を含むものとします。本同意書の規約に同意しない場合は、「同意しません」ボタンをクリックしてソフトウェアをインストールせずにディスクおよび付属品(印刷物やバインダなどを含む)を、その入手元に製品を受領した日から 10 日以内に返却してください。

LifeSize® 製品に適用される特許については、<http://www.lifesize.com/support/legal> を参照してください。

ライセンス規約

1. 使用

1.1 本同意書の規約にお客様が同意することによって、LifeSize はライセンサーに組織内においてのみソフトウェアを使用することを認める、個人的かつ非排他的、譲渡不可の制限付き権利を許諾します。本同意書でライセンサーに許諾が明示されていないすべての権利は LifeSize に帰属します。

1.2 本同意により、ライセンサーは支払ったデバイス数のみ使用することを許可されます。1 デバイスとは単一のオーディオまたはビデオエンドポイントを意味し、それは(i)オーディオまたはビデオコールを作成または受信できるデバイスあるいは(ii)H.323~H.320 でトランスコーディングできるネットワーク-インフラのデバイス、のどちらでも可能とします。追加デバイスの使用や不正使用など認められた範囲外のいかなる使用も厳しく禁じるものとします。

1.3 ライセンサーは、ソフトウェアは LifeSize および LifeSize のライセンサーの独占的な財産であること、およびソフトウェアに貴重な企業秘密が含まれていることを認めるものとします。ライセンサーは、この同意書の規約に従って、ソフトウェアを厳秘扱することに同意するものとします。ライセンサーは、ライセンサーによってソフトウェアが極秘に扱われない場合、LifeSize に回復不能な損害を与えること、またそれにより LifeSize は回復不能な損害を示したり約を掲載することなく、衡平法上の救済を受ける権利を有することに同意するものとします。

1.4 ライセンサーは LifeSize がその業務遂行を目的としてライセンサーおよび、ライセンサーのサプライヤ、提携会社、顧客、取引先などに関する特定の情報を収集および処理する可能性があることを理解し、同意するものとします。LifeSize の営業先は数カ国にわたることがあるため、LifeSize はライセンサーの書面による事前承諾を得て、個人情報や各国において社内、社外的に処理および使用する可能性があります。そのような情報には、個人名、会社の住所、電話番号、電子メールアドレスなどの情報が含まれることがあります。かかる情報の収集および処理に加え、ライセンサーは、本同意書に関係する場合、あるいは LifeSize がライセンサーに対する義務を遂行するために必要な範囲で、LifeSize がかかる情報を使用または共有する可能性があることに同意するものとします。本第 1 項 4 の条項は添付の資料 A の規約により変更されることがあります。

2. **制限** ライセンサーは、ソフトウェアの全体および一部に関わらず、賃貸、リース、貸与することはできません。また、ライセンサーは本同意書に記載のいかなる権利も譲渡することはできません。本同意書に無関係の第三者がライセンスキーにアクセスすることを認めることはできません。ライセンサーは本ソフトウェアを、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、トランスレーション、ソースコードを解明しようとする、および派生物の作成はできません。ただし、この制限にかかわらず、適用される法律によって明示的にそれらの行為が許可されている場合を除きます。ライセンサーは、ソフトウェアを他のソフトウェアやソフトウェアに関連する製品に取り入れることはできません。ライセンサーは、LifeSize の書面による事前の承諾なしに、いかなるベンチマークテストも行うことはできません。またかかる承諾なしに、該当製品のベンチマークテストの結果を第三者に公表しないことに同意するものとします。

3. 保守 LifeSize および LifeSize の正規再販業者はライセンサーにソフトウェアに関連する保守サービス(以下保守サービス)を第4項1に記載された当初の保証期間を過ぎた後に追加料金にて提供することがあります。

4. 保証

4.1 限定保証 LifeSize は、LifeSize または LifeSize の正規再販業者によってソフトウェアがライセンサーに発送された日より1年間は公表されている仕様通りに十分に機能することを保証します。LifeSize は、オリジナルのライセンサーの後でソフトウェアを使用するユーザーにいかなる保証も提供しません。LifeSize は、ソフトウェアが中断しないことや、操作にエラーがないことを保証しません。LifeSize または LifeSize の正規再販業者は、ソフトウェアの保証期間中、エラーの修正目的やソフトウェアの欠陥など、必要に応じて、無料でアップデート、パッチ、バグ修正、ソフトウェアの交換を提供することがあります。いかなる交換されたソフトウェアも、オリジナルの保証の残り期間あるいは、30日間のいずれか長い方による保証が受けられます。この保証は以下は対象外となります。ソフトウェアが LifeSize が公表している仕様を満たしていないために生じた欠陥以外の欠陥、ソフトウェアの誤用、怠慢、事故、乱用に関連する欠陥、改ざんされたいかなるソフトウェアの欠陥、本同意書に遵守していない使用によるものと思われる欠陥。

4.2 唯一の保証 ライセンサーは、目的を達成するためのソフトウェアの選定、ソフトウェアのインストールおよび使用、ソフトウェアから得られた結果に対してすべて責任を負うことを前提とします。LIFESIZE は、ソフトウェアの使用により得られる性能や結果について保証しません。また、(第4項1に記載の限定保証を除き)商品性や特定の目的に対する適合性の黙示的保証、およびソフトウェアと付随する印刷物に関する、サードパーティの権利に対する非侵害行為の黙示的保証を含むが、それに限定されない保証を明示であると黙示であるとを問わず、保証するものではありません。州/裁判管轄区域によっては、明示的または黙示的保証の除外を認めないところがあります。そのような区域では、上記のような除外がライセンサーに適用されないことがあります。その場合は、かかる保証は保証期間内に制限されます。保証期間終了後は保証は一切適用されません。

州/裁判管轄区域によっては、黙示的保証の期限を認めないところがあります。そのような区域では、上記の制限がライセンサーに適用されないことがあります。

5. 免責 ライセンサーは、ソフトウェアによってコンパイルされた情報あるいはソフトウェアに含まれる情報に起因する損害に対して全額負担することを前提とします。LIFESIZE と LIFESIZE の販売店は、ソフトウェアの使用または使用不可の状態から生じる、利益の損失、ビジネスの中断、情報の消失やその他の金銭的な損失を含むがそれに限定されない、偶発的、懲罰的、特別、間接的、あるいは典型的な損害に対して、LIFESIZE と LIFESIZE の販売店はそのような損害の可能性を知らされていたとしても、一切責任を負わないものとします。州/裁判管轄区域によっては、付随的または間接的損害に対する責任の除外や制限を認めないところがあります。そのような区域では、上記のような制限や除外がライセンサーに適用されないことがあります。原因の如何によらず、LIFESIZE の全責任は、契約、不法行為、その他に基づくいかなる申し立てに対しても、ソフトウェアに対してライセンサーが支払った金額を超えないものとします。これは、いかなる制限付き救済法の本質的目的の不履行に関わらず適用されます。州/裁判管轄区域によっては、人身傷害および不動産あるいは有形動産への損害に関する申し立てに対する、責任の除外および制限を認めないところがあります。そのような場合、および、本同意書に添付された資料 A に明示されている場合を除き、LIFESIZE は適用される法律が認める範囲で責任を負うものとします。(i)かかる損害が怠慢によって引き起こされたものである限り、(ii)その他の実際の損害に対しては、申し立ての対象となる、あるいは申し立ての原因となるソフトウェアに対してライセンサーが支払った金額まで、適用される法律が認める範囲で責任を負うものとします。

6. 賠償

6.1 著作権侵害の訴えに対する LifeSize の弁護 ライセンサーと無関係の第三者によって、LifeSize のソフトウェアが著作権を侵害しているとライセンサーが訴えられた場合は、いかなる訴えに対しても LifeSize はライセンサーを弁護し、不利な最終判決で命じられた支払(あるいは LifeSize の同意に基づく和解金)も負担するものとします。これは本同意書の適用される規約に従うものとします。ライセンサーは、訴訟に関して LifeSize に書面にて早急に通知しなければなりません。また、弁護あるいは和解に関して LifeSize に独占的に決定権を与えるものとします。訴訟の弁護において、ライセンサーは、LifeSize に合理的な援助を提供するものとします。LifeSize は、いかなる訴訟または不利な最終判決が以下に基づいている限りは責任を負う義務はありません。(i)LifeSize がライセンサーにかかる訴訟により使用を中止するように通知した後にソフトウェアが使用された場合、(ii)他のコンピュータソフトウェアや素材など、他の技術とソフトウェアが組み合わされた場合、(iii)本同意書で認められたライセンサー以外の個人あるいは事業体がソフトウェアにアクセス、使用した場合、(iv)LifeSize または LifeSize の契約業者以外によってソフトウェアが改ざんされた場合。ライセンサーはライセンサー、ライセンサーの取締役、役員、従業員、契約人、エージェント、受託者の過失による限りは、上記が原因の出費や損害を LifeSize に補償するものとします。

LifeSize が著作権侵害の訴えに関する情報を入手した場合、義務としてではなく LifeSize の負担で、(i)著作権を侵害したとされるソフトウェアをライセンサーが継続して使用する権利を得る、または(ii)著作権を侵害しないようにソフトウェアを修正する、または(iii)著作権を侵害していない、機能的に等しいソフトウェアと交換する、この場合はライセンサーは著作権を侵害したとされるソフトウェアの使用をただちに中止する必要がある、のいずれかの対応をすることがあります。

ただし、著作権侵害の訴訟の結果、管轄裁判所によってソフトウェアの使用が禁じられた場合、LifeSize は、商業的に合理的な努力を払い、ソフトウェアを継続して使用する権利を得る、著作権を侵害しないようにソフトウェアを修正する、または著作権を侵害していない、機能的に等しいソフトウェアと交換する、のいずれかの対応をするものとします。

6.2 ライセンサーは、ライセンサーがソフトウェアを誤用し、その行動または無行動による直接的な結果、第三者(または政府)が LifeSize に対して訴えを起こした場合、ライセンサーはかかる損害、訴訟、費用、出費(合理的な弁護士費用を含む)を補償し、LifeSize に何らの損害も与えないことに同意するものとします。

7. **監査** 書面による通知に基づき、LifeSize はライセンサーが本同意書に準拠しているかを監査する権利を有します。ライセンサーは、LifeSize が要求する帳簿、記録、システム、資料などをすべてを全面的に自由に閲覧できるよう提供するものとします。不一致がある場合、法律または所有権により認められる LifeSize のほかのあらゆる権利や救済法を制限することなく、ライセンサーは、本同意書の規約に従うために必要なすべての処置をただちに実践するものとします。また、ライセンサーは、LifeSize に借金の全額と監査費用をただちに支払うものとします。

8. 総則

8.1. **権利放棄** 本同意書に記載のいかなる義務もその不履行に対する当事者いずれかの権利放棄は、継続あるいは将来の不履行の権利放棄として認められません。

8.2 **通知** 本同意書に基づき必要あるいは許可されている、LifeSize に対するすべての通知、要望、要求、権利放棄、その他のコミュニケーションは、書面にて行われ、手交されるか、郵送、受取証明郵便、書留郵便(送料前払い)にて正式にウェブサイト (<http://www.lifefsize.com>) に記載の本社の現住所(あるいは、通知によって特定された当事者の他の住所、ファックス番号、電子メールアドレスなど)に届けられるものとみなされます。

8.3. **準拠法** 本同意書は、抵触法の原則に拘わらず、米国および米国テキサス州の法令に準拠し解釈されるものとします。本同意書に関するライセンサーと LifeSize 間のいかなる紛争も、テキサスに所在する州裁判所および連邦裁判所の専属機関に従うものとします。本同意書は、ライセンサーと LifeSize 間の完全な合意によるもので、且つソフトウェアに関する他のすべてのライセンス、発注書に優先します。本同意書のいずれかの条項が無効となる場合でも、本同意書の残りの条項は完全に効力があり有効です。準拠法の州または専属機関による要求が無効または施行できない場合は、添付資料 A で規定されている場合を除き、抵触法の原則に拘わらず、準拠法や管轄権はライセンサーがソフトウェアを入手した国または区域の法令によるものとします。上記の添付資料 A は本同意書の一部として、本同意書の条項を補足あるいは修正する各国ごとの条項を含むものとします。当事者は国際物品売買契約に関する国連条約は、本同意書に適用されないことに同意するものとします。

8.4 **契約の解除** ライセンサーが本同意書の規約に遵守しない場合は、ライセンスは自動的に解除されます。ライセンス同意書の解除にあたっては、ソフトウェアのすべてのコピーおよびソフトウェアに含まれるものをすべて破棄しなければなりません。

8.5 **譲渡。第三者による受益の否定** 本同意書は LifeSize による明示的な書面による同意なしに、ライセンサーによって譲渡されることは認められません。当事者は、第三者が本同意書の受益人として認められないこと、および、第三者が本同意書の条項に基づいて権利の申し立てや施行の訴訟を起こすことができないことに同意するものとします。

8.6 仲裁

8.6.1 ライセンス規約の違反に対する緊急の救済を除き、本同意書に関するまたは起因するすべてのいかなる訴訟、紛争、その他の疑惑、または、損害、他のいかなる救済、その（訴訟）すべての弁護に対して本同意書によって成立した当事者間の関係は、拘束力のある仲裁によって解決されるものとします。添付資料 A で規定されている場合を除き、仲裁は、連邦仲裁法の仲裁規則に従って行われるものとします。連邦仲裁法の対象とならない場合は、米国仲裁機関(AAA)の商事仲裁規則に従うものとします。

8.6.2 仲裁はいずれかの当事者が仲裁を求める申し立てについて書面で明記することで、提起することができます。いずれかの当事者が仲裁同意に基づく義務を遵守しない場合は、もう一方の当事者が連邦または州裁判所に仲裁を強要することができます。仲裁同意条項の作成、妥当性、構成、解釈、および、仲裁の対象となりえるかどうか（仲裁適格性）の決定を含むがこれに限定されない、本同意書の仲裁に関する条項に遵守した仲裁手続きのすべては、仲裁人によって決定されるものとします。本同意書で規定されている場合を除き、仲裁人は該当する連邦法および実質的なテキサス州の法令（他の州法の適用を求める可能性のあるテキサス州の準拠法選択の原則を除く）を適用するものとします。当事者は両者の出費や手間を減らす方法により、紛争に合理的に関連する要請されたすべての書類と記録を互いに提供するものとします。提示の必要性に応じて、仲裁人が明示的に許可した場合にさらなる証拠開示が行われるものとします。仲裁人のあらゆる命令や決定は法的効力を持ち、仲裁過程で言い渡されたいかなる裁定の判決も連邦裁判所または州裁判所の管轄権によって確認および署名を受けるものとします。すべての仲裁手続きは英語にて、本同意書で規定されている場合を除き、テキサス州オースティンにて執り行われるものとします。

8.6.3 仲裁手続きの開始通知より 30 日以内に、それぞれの当事者は仲裁人を 1 名指名するものとします。指名された仲裁人は仲裁裁判の議長を務める 3 人目の仲裁人を指名します。仲裁人は 3 人も、コンピュータテクノロジー分野における 5 年以上の実績を持つ者で、かつ過去にどちらの当事者にも雇用されたことがなく、直接的、間接的であると問わずどちらの当事者や仲裁の内容とも利害関係を持たないことを条件とします。仲裁人は、排他的な決定の権限と、仲裁費用および、いかなる当事者側に発生した弁護士、アドバイザー、コンサルタント費用を裁定する権限を有します。仲裁人によるいかなる裁定も、法が適用される最大範囲で、最終的で拘束力があり、かつ法的効力を持ち、不服申し立てができないものとします。仲裁人が別に決定する場合を除き、仲裁の出費や費用は優勢ではない当事者側の負担とします。仲裁人には、本同意書で規定された責任の制限を超える権限は一切ありません。仲裁過程および裁定は当事者間で極秘扱いにされるものとします。どのような申し立ても他のいかなる訴訟と集団で、あるいは合同、統合して起訴されることは認められません。いかなる訴訟も代理権にてあるいは集団を代表して続行することはできません。どちらの当事者もいかなる訴訟に関して、集団の代表として言動する権利や、集団の原告の一員として参加する権利はありません。

8.7 時効 契約による権利放棄の可能性がなく、適用される法律によって定められている場合、または、添付資料 A で記載されている場合を除き、どちらの当事者も訴訟の原因が発生した時点から 2 年を超えてこの同意書に基づいて告訴することはできません。

9. 輸出規制 ライセンスはソフトウェアを以下に輸出あるいは再輸出することはできません。(a) 米国が輸出を禁じているいかなる国民あるいは国、(b) 米国財務省の輸出規制対象者リストまたは米国商務省のデニアルリストに記載された人物。ソフトウェアをインストールあるいは使用することによって、ライセンスは上記の国に所在しないこと、これらの国から何の規制も受けていないこと、これらの国の国民もしくは居住者でないこと、または上記リスト上の人物でないことを表明および保証するものとします。ソフトウェアのインストール、複製、および使用することは、ライセンスは本同意書の規定による拘束を受けることに同意することになります。それには、上記の保証の免責、責任の制限、契約の解除を含むものとします。

同意します

資料 A 各国ごとの条項

ここに記載される各国ごとの条項は、本同意書の該当する条項を補足あるいは修正するものであり、そのような国での利用あるいは法人組織であるライセンスに限定して適用されます。資料 A は LifeSize およびライセンスの間で交わされた同意書の一部とします。本同意書と資料の条項が抵触する場合は、抵触の解決には資料 A がすべての法的規制を有しますが、本同意書の条項を破棄するものではありません。本同意書の条項は、適用される法律によって許可される最大範囲で効力を持ち続けるものとします。

日本

同意書第 8 項 6 に基づき、仲裁人を選定する前に、両当事者は本同意書に関するいかなる懸念事項や紛争も誠意をもって相互信頼の原則に従って両者間で解決を試みるものとします。